

## 「山口県ひとり親家庭等自立促進計画」（素案）について

### 1 策定の趣旨

現行の「山口県ひとり親家庭等自立促進計画」（H28～R1）の終了に伴い、今後のひとり親家庭等の生活の安定と向上に向けた諸施策を総合的に推進するための基本指針となる次期計画を策定する。

### 2 計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく都道府県計画（努力義務）

### 3 計画期間

令和2年度から令和6年度（5年間）

### 4 計画改定のポイント

- （1）国の基本方針で示された都道府県が講ずべき措置や「子どもの貧困対策推進計画」に記載のある関連する取組について本計画に位置付け、総合的・計画的に施策を推進する。

○新たに基本方針に盛り込まれた主な内容

- ・アウトリーチ型の相談やSNSの活用
- ・子どもの学習支援に関する地域資源の活用
- ・子どもの就労支援
- ・関係機関や民間団体と連携した養育費の確保及び面会交流の支援 など

○子どもの貧困対策推進計画に記載のある関連する取組

- ・幼児教育・保育の無償化、高等教育支援新制度の円滑な実施
- ・妊娠期からの切れ目のない相談支援
- ・子ども食堂の拡大促進 など

- （2）現行計画の成果と課題を踏まえる。

○母子・父子世帯とも減少傾向

母子世帯	15,431 世帯 (H24)	⇒	14,563 世帯 (H29)
父子世帯	2,144 世帯 (H24)	⇒	1,703 世帯 (H29)

○母子・父子世帯とも9割以上が就業し、概ね順調に推移しているが、母子世帯の正規雇用は4割程度

母子世帯	就業あり	87.8% (H24)	⇒	92.3% (H29)
	うち正規雇用	42.7% (H24)	⇒	44.7% (H29)
父子世帯	就業あり	91.2% (H24)	⇒	91.0% (H29)
	うち正規雇用	63.6% (H24)	⇒	66.3% (H29)

○養育費の取り決めを行っている母子世帯は増加しているが、依然として4割程度が養育費の取り決めを行っていない

取り決めを行っている 53.1% (H24) ⇒ 56.3% (H29)

取り決めを行っていない 46.6% (H24) ⇒ 43.1% (H29)



引き続き、就業支援や養育費確保に向けた支援が必要

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた支援を行う。

○相談・情報提供機能の強化

- ・山口県母子・父子福祉センターによる相談時間の延長及び遠隔相談への対応

○就業による自立の促進

- ・離職者等に対する人手不足業種への再就職支援

○生活支援策の推進

- ・住宅を失った方等に対する住宅及び就労機会の確保に向けた支援
- ・新しい生活様式により実施する子ども食堂の取組を支援
- ・生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付
- ・家計急変等により困窮した世帯に対する教育費負担軽減のための支援

○子育て支援の充実

- ・WEB会議システムを活用した就職フェアの開催（子どもの就労支援）

## 5 策定内容

### (1) 基本方針

ひとり親家庭等が社会の理解と幅広い支援を得ながら、地域社会の一員として様々な活動に参加し、ともに支え合い、自らの力で安定した生活を営むことができるよう、5つの施策体系に沿って、ひとり親家庭等の自立促進のための施策を総合的に推進



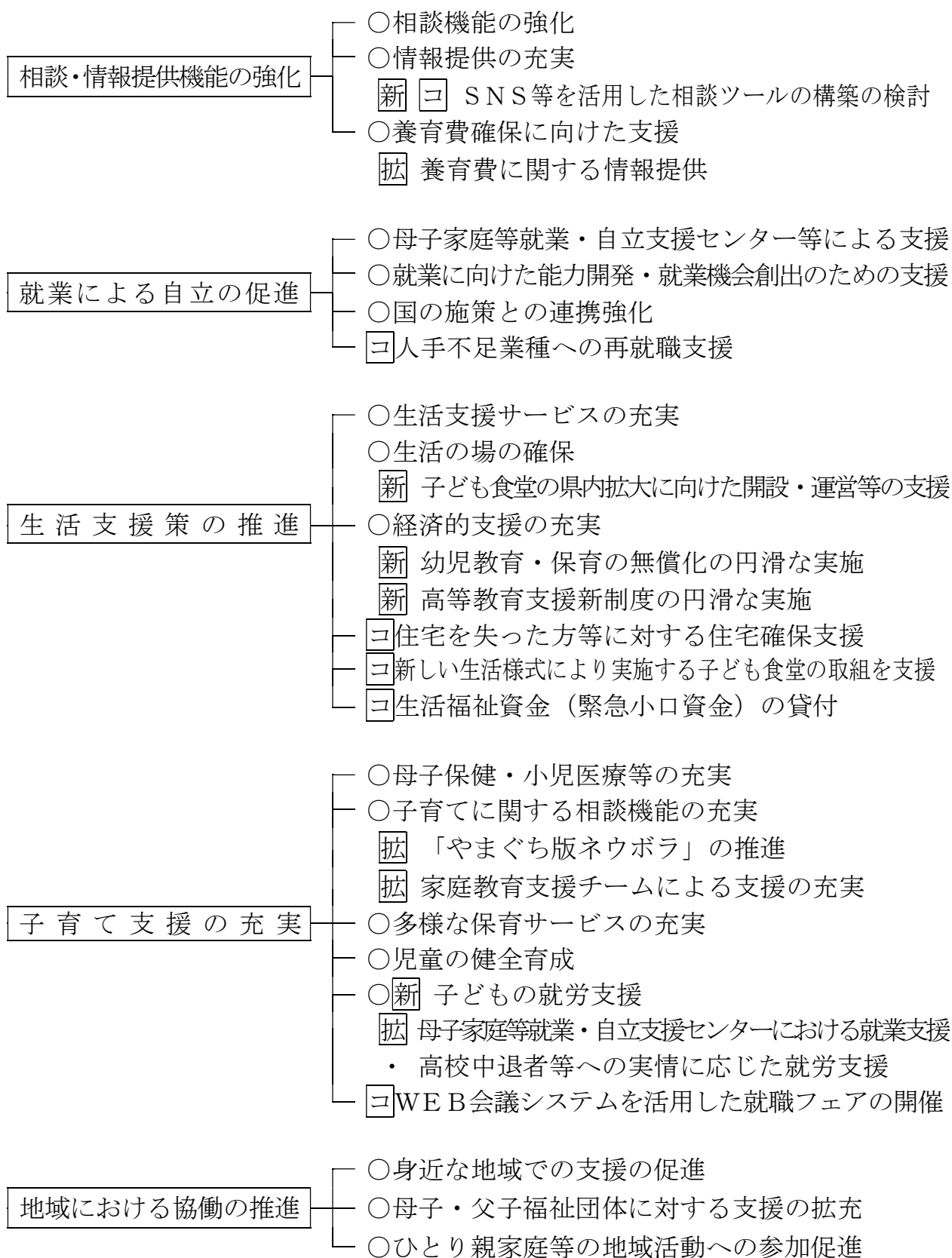
#### 【施策推進の視点】

■ 経済的な自立に向けた支援

■ 子どもの健やかな成長

■ 県・市町・民間の協働

## (2) 施策体系と主な取組



## 6 今後のスケジュール

- 2年11月 子どもの貧困・ひとり親家庭等対策推進協議会（素案審議）
- 12月 県議会環境福祉委員会（素案報告）
- 12月 パブリックコメント実施
- 3年2月 子どもの貧困・ひとり親家庭等対策推進協議会（最終案審議）
- 3月 県議会環境福祉委員会（最終案報告）  
策定・公表